

改訂後（平成29年6月4日総会承認） 下線部が改訂箇所	改定前（平成22年4月9日制定）
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は一般社団法人東京都臨床工学技士会（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、臨床工学技士の職業倫理の高揚、技士相互の連帯交流を深めるとともに学術技能の研鑽および資質の向上に務め、都民の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 臨床工学技士の学術技能の研鑽および資質の向上に関する<u>こと</u> (2) 臨床工学領域における調査研究および情報の提供に関する<u>こと</u> (3) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する<u>こと</u> (4) 臨床工学に関する刊行物の発行に関する<u>こと</u> (5) 臨床工学領域の都民への普及啓発活動に関する<u>こと</u> (6) 内外関連団体との連帯・交流に関する<u>こと</u> (7) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する<u>こと</u> (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関する<u>こと</u></p> <p>第2章 会員</p> <p>(会員) 第5条 本会の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「<u>一般社団法人法</u>」という。)上の社員とする。 (1) 正会員:臨床工学技士法(昭和62年6月2日法律第60号)第3条による臨床工学技士の免許を有し、本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員:本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人または団体 (3) 名誉会員:本会の事業に功労があった個人または学識経験者で、理事会の推薦に基づき社員総会により承認された者 (4) 特別会員:本会の目的に賛同し、会長の推薦に基づき理事会において承認された専門知識を有する個人 (5) 育成会員:本会の目的に賛同し、臨床工学技士を目指し入会した<u>学生個人</u></p> <p>(入会) 第6条 正会員、賛助会員および育成会員として本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。 2. 特別会員および名誉会員に推薦されたものは、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって<u>会員</u>とする。</p> <p>(入会金および会費) 第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は一般社団法人東京都臨床工学技士会（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、臨床工学技士の職業倫理の高揚、技士相互の連帯交流を深めるとともに学術技能の研鑽および資質の向上に務め、都民の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 臨床工学技士の学術技能の研鑽および資質の向上に関する<u>こと</u> (2) 臨床工学領域における調査研究および情報の提供に関する<u>こと</u> (3) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する<u>こと</u> (4) 臨床工学に関する刊行物の発行。 (5) 臨床工学領域の都民への普及啓発活動に関する<u>こと</u> (6) 内外関連団体との連帯・交流に関する<u>こと</u> (7) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する<u>こと</u> (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業。</p> <p>第2章 会員</p> <p>(会員) 第5条 本会の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「<u>一般社団法人法</u>」という。)上の社員とする。 (1) 正会員臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有し、本会の目的に賛同して入会した個人。 (2) 賛助会員本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人または団体。 (3) 名誉会員本会の事業に功労があった個人または学識経験者で、理事会の推薦に基づき社員総会により承認された者。 (4) 特別会員本会の目的に賛同し、会長の推薦に基づき理事会において承認された専門知識を有する個人。 (5) 育成会員本会の目的に賛同し、臨床工学技士を目指し入会した個人。</p> <p>(入会) 第6条 正会員、賛助会員および育成会員として本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。 2. 特別会員および名誉会員に推薦されたものは、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。</p> <p>(入会金および会費) 第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費</p>

<p>を納入しなければならない。</p> <p>2. <u>特別会員および名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。</u></p> <p>(退 会) 第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより<u>退会</u>できる。</p> <p>2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを退会とみなす。</p> <p>(1) 死亡、または本会が解散したとき_</p> <p>(2) 正会員については第 5 条第 1 項第 1 号に規定する免許を失ったとき_</p> <p>(3) 正当な理由なくして会費を 2 年以上滞納したとき_</p> <p>(4) 次条の規定により除名されたとき_</p> <p>(除 名) 第 9 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するとき(名誉会員および特別会員にあっては、第 2 号に該当するとき)は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によりこれを除名できる。</p> <p>(1) <u>本定款あるいはその他の規則に違反したとき</u></p> <p>(2) <u>本会の名誉を毀損したとき</u></p> <p>(3) <u>本会の目的の趣旨に反する行為をしたとき</u></p> <p>(4) <u>その他、除名すべき正当な事由があるとき</u></p> <p>2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(抛出金品の不返還) 第 10 条 退会または除名された会員が既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。</p> <p>第 3 章 社員総会</p> <p>(構 成) 第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>(権 限) 第 12 条 社員総会は、法令またはこの定款で定められた事項について決議する。</p> <p>(開 催) 第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。</p> <p>2. 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。</p> <p>(招 集) 第 14 条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2. 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的たる事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求できる。</p> <p>3. 社員総会を招集する場合、正会員に対して会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 2 週間前までに通知しなければならない。</p> <p>4. 会長は、第 2 項の規定に基づく請求があった時は、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知を発しなければならない。</p> <p>(議 長) 第 15 条 社員総会では、<u>議長および副議長</u>をその社員総会における出席正会員の中から選出する。</p>	<p>を納入しなければならない。ただし、特別会員および名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。</p> <p>(退 会) 第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。</p> <p>2. 本会の会員は、次の各号の 1 に該当するときは退会したものとみなす。</p> <p>(1) 死亡、または解散したとき。</p> <p>(2) 正会員については第 5 条第 1 項第 1 号に規定する免許を失ったとき。</p> <p>(3) 正当な理由なくして会費を 2 年以上滞納したとき。</p> <p>(4) 次条の規定により除名されたとき。</p> <p>(除 名) 第 9 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するとき (名誉会員および特別会員にあっては、第 2 号に該当するとき)は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によりこれを除名することができる。</p> <p>(1) 本会の名誉を毀損したとき。</p> <p>(2) 本会の目的の趣旨に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(抛出金品の不返還) 第 10 条 退会または除名された会員が既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。</p> <p>第 3 章 社員総会</p> <p>(構 成) 第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>(権 限) 第 12 条 社員総会は、法令またはこの定款で定められた事項について決議する。</p> <p>(開 催) 第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。</p> <p>2. 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。</p> <p>(招 集) 第 14 条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2. 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的たる事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>3. 社員総会を招集する場合、正会員に対して会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 2 週間前までに通知しなければならない。</p> <p>4. 会長は、第 2 項の規定に基づく請求があった時は、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知を発しなければならない。</p> <p>(議 長) 第 15 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。</p>
--	---

<p>(定足数) 第 16 条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、<u>総正会員の過半数の出席により成立する。</u></p>	<p>*新設*</p>
<p>(議決権) 第 17 条 総会における議決権は、<u>正会員 1 名につき 1 個とする。</u></p>	<p>*新設*</p>
<p>(決 議) 第 18 条 社員総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。<u>ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。</u> (1) 会員の除名 (2) 理事、監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 長期借入金 (5) 解散・譲渡 (6) その他法令で定められた事項</p>	<p>(決 議) 第 16 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。 *追加*</p>
<p>(書面表決等) 第 19 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または、他の正会員を代理人として議決権を行使できる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(書面表決等) 第 17 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p>
<p>(電磁的方法による議決権の行使ならびに議決権の代理行使) 第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法によって議決権を行使できる。</p>	<p>*新設*</p>
<p>(議事録) 第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2. 議事録には、議長および出席した正会員の中からその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録) 第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2. 議事録には、議長および出席した正会員の中からその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。</p>
<p>第 4 章 役員等</p>	<p>第 4 章 役員等</p>
<p>(定 数) 第 22 条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名以内 (3) 事務局長 1 名 (4) 理事 5 名以上 20 名以内(会長および副会長、<u>事務局長を含む</u>) (5) 監事 2 名 2. 前項の会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。</p>	<p>(定 数) 第 19 条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名以内 (3) 理事 5 名以上 20 名以内 (会長、副会長を含む) (4) 監事 2 名 2. 前項の会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。</p>
<p>(役員を選任) 第 23 条 理事および監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。 2. 会長および副会長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。</p>	<p>(役員を選任) 第 20 条 理事および監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。 2. 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。</p>
<p>(職 務) 第 24 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会</p>	<p>(職 務) 第 21 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会</p>

<p>長が欠けたときは、会長が予め理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>3. 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、会務を執行する。</p> <p>4. 監事は、一般社団法人法第 99 条の職務を行なう。</p> <p>(任 期) 第 25 条 役員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が 2 年に満たない時は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、第 22 条で定めた役員の定員数が欠けた場合、任期満了または辞任後においても、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。</p> <p>(解 任) 第 26 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解任できる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等) 第 27 条 役員には報酬を支給できる。</p> <p>2. 役員には費用を弁償できる。</p> <p>3. 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。</p> <p>(顧 問) 第 28 条 本会に、顧問を置くことができる。</p> <p>2. 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>3. 顧問は、本会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。</p> <p>4. 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。</p> <p>第 5 章 理事会</p> <p>(構 成) 第 29 条 本会に理事会を置く。</p> <p>2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権 限) 第 30 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長および副会長の選定および解職</p>	<p>長が欠けたときは、会長が予め理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>3. 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、会務を執行する。</p> <p>4. 監事は、一般社団法人法第 99 条の職務を行なう。</p> <p>(任 期) 第 22 条 役員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が 2 年に満たない時は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了または辞任によって退任した役員は、第 19 条で定めた役員の員数が欠けた場合、任期満了または辞任後においても、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。</p> <p>(解 任) 第 23 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等) 第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。</p> <p>2. 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>3. 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。</p> <p>(顧 問) 第 25 条 本会に、顧問を置くことができる。</p> <p>2. 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>3. 顧問は、本会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。</p> <p>4. 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。</p> <p>第 5 章 理事会</p> <p>(構 成) 第 26 条 本会に理事会を置く。</p> <p>2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権 限) 第 27 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定。</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督。</p> <p>(3) 会長および副会長の選定および解職。</p>
---	---

<p>(招 集) 第 31 条 理事会は会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長以外の理事は、会議の目的たる事項を示して、理事会の招集を請求できる。 3. 会長は、理事会を招集する場合、理事会の 7 日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合、この期間を短縮できる。 4. 会長は、第 2 項の規定に基づく請求があった時は、その日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。 5. 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。 <p>(議 長) 第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(決 議) 第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。尚、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 <p>(電磁的審議) 第 34 条 次の理事会の審議まで待てない事案が生じた際には、<u>会長承認後電磁的に議案を理事全員に送付し審議ができる。</u></p> <p>(議事録) 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>議事録は、議事に参加した理事全員で確認し、会長および監事が署名または記名押印後に事務局で保管する。</u> <p>第 6 章 専門委員会および部会</p> <p>(専門委員会および部会) 第 36 条 会長は事業推進のため必要と認めた時は、専門委員会および部会を設置できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 専門委員会および部会の廃止その他必要事項は理事会の決議により、会長が別に定める。 3. 専門委員会および部会の運営については理事会の決議により、会長が別に定める。 <p>第 7 章 資産および会計</p> <p>(資産の構成) 第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財産目録に記載された財産 (2) 入会金および会費 (3) 寄付金品 (4) 資産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入 <p>(資産の管理) 第 38 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議</p>	<p>(招 集) 第 28 条 理事会は会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長以外の理事は、会議の目的たる事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 3. 会長は、理事会を招集する場合、理事会の 7 日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合、この期間を短縮することができる。 4. 会長は、第 2 項の規定に基づく請求があった時は、その日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。 5. 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 <p>(議 長) 第 29 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(決 議) 第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。尚、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 <p>* 新設 *</p> <p>(議事録) 第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 議事録には、会長および出席した監事が署名または記名押印しなければならない。 <p>第 6 章 専門委員会および部会</p> <p>(専門委員会および部会) 第 32 条 会長は事業推進のため必要と認めた時は、専門委員会および部会を設置することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 専門委員会および部会の廃止その他必要事項は理事会の決議により、会長が別に定める。 3. 専門委員会および部会の運営については理事会の決議により、会長が別に定める。 <p>第 7 章 資産および会計</p> <p>(資産の構成) 第 33 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財産目録に記載された財産 (2) 入会金および会費 (3) 寄付金品 (4) 資産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入 <p>(資産の管理) 第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議</p>
---	---

<p>により定める。</p> <p>(経費の支弁) 第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画および予算) 第 40 条 本会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入および支出できる。 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。 <p>(事業報告および決算) 第 41 条 本会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業報告 事業報告の附属明細書 貸借対照表 損益計算書(正味財産増減計算書) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 <p>(長期借入金) 第 42 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を経なければならない。</p> <p>(事業年度) 第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(剰余金の分配の制限) 第 44 条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配ができない。</p> <p>第 8 章 定款の変更および解散</p> <p>(定款の変更) 第 45 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更できる。</p> <p>(解散および残余財産の処分) 第 46 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 社員総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与する。 	<p>により定める。</p> <p>(経費の支弁) 第 35 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画および予算) 第 36 条 本会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入および支出をすることができる。 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。 <p>(事業報告および決算) 第 37 条 本会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業報告 事業報告の附属明細書 貸借対照表 損益計算書(正味財産増減計算書) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 <p>(長期借入金) 第 38 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を経なければならない。</p> <p>(事業年度) 第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(剰余金の分配の制限) 第 40 条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。</p> <p>第 8 章 定款の変更および解散</p> <p>(定款の変更) 第 41 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。</p> <p>(解散および残余財産の処分) 第 42 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 社員総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
---	--

<p>第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 47 条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。</p> <p>第 10 章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第 48 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 事務局には、事務局長およびその他の職員をおくことができる。 3. 事務局長および職員の任免は、理事会の同意を経て会長が行う。 4. 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事会の決議により別に定める。 <p>第 11 章 附 則</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第 49 条 本会の最初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(設立時社員の氏名および住所)</p> <p>第 50 条 設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。</p> <p>加納 隆 住所(個人情報保護により非公開とする) 酒井 基広 住所(個人情報保護により非公開とする) 星野 敏久 住所(個人情報保護により非公開とする) 鈴木 廣美 住所(個人情報保護により非公開とする) 村石 州啓 住所(個人情報保護により非公開とする) 森下 正樹 住所(個人情報保護により非公開とする)</p> <p>(法令の準拠)</p> <p>第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他法令に従う。</p> <p>以上、一般社団法人東京都臨床工学技士会設立に際し、設立時社員加納隆、酒井基広、星野敏久、鈴木廣美、村石州啓、森下正樹の定款作成代理人である司法書士上川信之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。</p> <p>平成 22 年 4 月 9 日 設立時社員 加納 隆 設立時社員 酒井 基広 設立時社員 星野 敏久 設立時社員 鈴木 廣美 設立時社員 村石 州啓 設立時社員 森下 正樹</p> <p>上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 上川 信之 (登録番号東京第 3 5 4 4 号)</p>	<p>第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 43 条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。</p> <p>第 10 章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 事務局には、事務局長およびその他の職員をおくことができる。 3. 事務局長および職員の任免は、理事会の同意を経て会長が行う。 4. 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事会の決議により別に定める。 <p>第 11 章 附 則</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第 45 条 本会の最初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(設立時社員の氏名および住所)</p> <p>第 46 条 設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。</p> <p>加納 隆 住所(個人情報保護により非公開とする) 酒井 基広 住所(個人情報保護により非公開とする) 星野 敏久 住所(個人情報保護により非公開とする) 鈴木 廣美 住所(個人情報保護により非公開とする) 村石 州啓 住所(個人情報保護により非公開とする)</p> <p>森下 正樹 住所(個人情報保護により非公開とする)</p> <p>(法令の準拠)</p> <p>第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他法令に従う。</p> <p>以上、一般社団法人東京都臨床工学技士会設立に際し、設立時社員加納隆、酒井基広、星野敏久、鈴木廣美、村石州啓、森下正樹の定款作成代理人である司法書士上川信之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。</p> <p>平成 22 年 4 月 9 日 設立時社員 加納 隆 設立時社員 酒井 基広 設立時社員 星野 敏久 設立時社員 鈴木 廣美 設立時社員 村石 州啓 設立時社員 森下 正樹</p> <p>上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 上川 信之 (登録番号東京第 3 5 4 4 号)</p>
--	--

定款改訂の要旨

第3章 社員総会

- 第16条（定足数）の新設
- 第17条（議決権）の新設
- 第18条（議決）に可否同数の場合の扱い、議決権の3分の2以上をもって決する項目を追加
- 第20条（電磁的方法による議決権の行使ならびに議決権の代理行使）の新設

第4章 役員等

- 第22条（定数）に事務局長を追加

第5条 理事会

- 第34条（電磁的審議）の新設

その他

- 冗長表現ならびに不明確表現の修正
- 書式の整理・統一